



令和元年 5 月 24 日
岐 阜 県
岐阜地方気象台

岐阜県土砂災害警戒情報の発表基準の変更について

岐阜県と岐阜地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、令和元年 5 月 29 日から新たな基準により運用します。

岐阜県と岐阜地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長による防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応の支援及び住民の自主避難の判断等への利用を目的として、岐阜県土砂災害警戒情報を運用しています。

今般、岐阜県と岐阜地方気象台は、共同して、過去の土砂災害の発生状況と降雨の関係の調査に基づいて土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、新しい基準で運用することとしました。

発表基準を変更することで、より適切な時期に対象となる市町村へ土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町村における避難勧告等の防災対応の判断及び住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

また、土砂災害危険度情報※1及び、土砂災害警戒判定メッシュ情報※2についても、避難対象地域の絞込みを的確に支援できるよう改善されます。

なお、発表基準の変更日時等は下記の通りです。

記

1 基準変更日時

令和元年 5 月 29 日（水）13 時

2 基準変更範囲

岐阜県内の全市町村

（岐阜県土砂災害警戒情報の対象災害の発生のおそれがない羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町、北方町を除く）

※土砂災害危険度情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報は、岐阜県土砂災害警戒情報を補足する情報です。

詳細については、以下を参照してください。

（※1）岐阜県 HP :

<http://gis.sabo.pref.gifu.lg.jp/map/kikendo.do>

（※2）気象庁 HP :

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

問い合わせ先：岐阜県県土整備部砂防課 管理調整監（電話 058-272-8621）
岐阜地方気象台 土砂災害気象官（電話 058-271-4108）